

2016年12月2日

各 位

株式会社ジェイ・エム・エス
代表取締役社長 奥窪 宏章
(コード番号 7702 東証第1部)

「口腔機能低下症」の診断基準に「JMS 舌圧測定器」が採択されました

株式会社ジェイ・エム・エス（本社：広島県広島市、代表取締役社長：奥窪 宏章）が製造・販売する「JMS 舌圧測定器」が、「口腔機能低下症」の診断基準に採択されましたので、お知らせいたします。

近年、口腔機能に関する様々な研究により、口腔機能の低下が低栄養や全身機能低下に影響を及ぼし、虚弱状態（フレイル）あるいは要介護状態を招きやすくと示されており、健康寿命延伸のための一つ的手段として、口腔機能低下予防の重要性が提唱されています。

この度、一般社団法人日本老年歯科医学会が「高齢期における口腔機能低下」に関する学会見解論文を発表し、「口腔機能低下症」の診断に必要な7項目（口腔不潔、口腔乾燥、咬合力低下、舌口唇運動機能低下、低舌圧、咀嚼機能低下、嚥下機能低下）とその診断基準が示されました。

この項目の内、「低舌圧」の検査方法について、「JMS 舌圧測定器」を用いた最大舌圧測定が標準検査方法として採択されました。

当社はこれからも、高齢者の皆様がいままでおいしく、楽しく、安全な食生活を送ることができる社会に貢献するため、口腔機能向上を目指した製品づくりに取り組んでまいります。

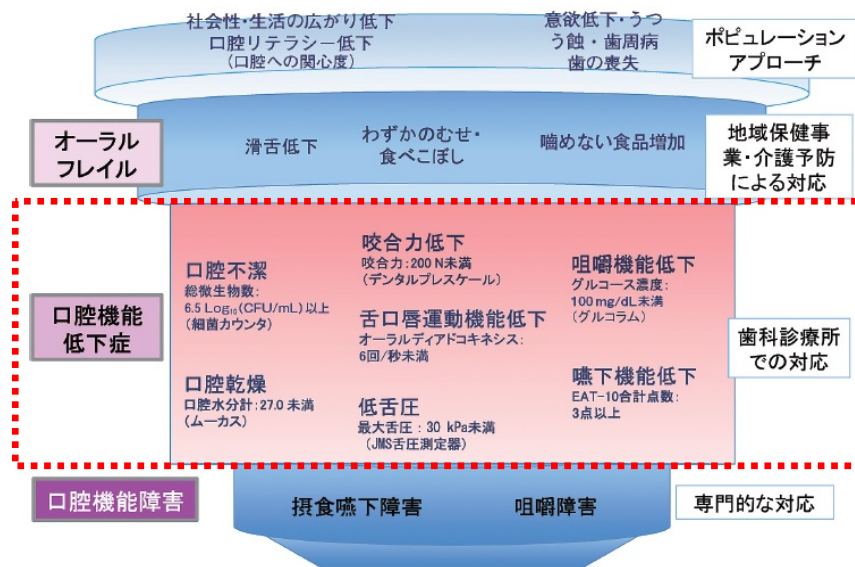


図: 老化による口腔機能低下

出典) 一般社団法人日本老年歯科医学会「高齢期における口腔機能低下症」の概念と診断基準-学会見解論文-

◆低舌圧に関する検査方法および評価基準(概要)

(1)検査方法

「JMS 舌圧測定器」を用いて舌と口蓋との間で舌圧プローブのバルーンを最大のも力で数秒押し潰して発生させたときの圧力(最大舌圧)を計測する。数回計測し、平均値を評価に用いる。最大舌圧が 30kPa 未満の場合を低舌圧とする。

(2)代替検査方法

舌トレーニング用具「ペコぱんだ」の硬め(H, 黄色)を用いる。そのトレーニング部を口蓋と舌の間で潰すことができない場合、低舌圧と評価する。



以上